

## 社会倫理研究所NEWSLETTER

# 社会倫理研究所ニューズレター

第25号 | 2007年11月・12月

■CONTENTS | 学界展望 | 社倫研ニュース | 懇話会オンライン | 研究会報告 |

### 【学界展望】 第8回ヨハネス・メ スナー記念国際シンポジウムに参 加して

山田 秀 (社会倫理研究所第一種研究所員)

昨年末に、今年秋開催予定の第8回メスナー・シンポジウムの準備に入ったとの由、連絡を受けた。第7回は2003年10月開催であった。今年に入ってから仮プログラムの調整作業が始まり、ウィーン本部から原案が届いた。統一論題は「進化発展する人間と自然法」。開催地及び会場は、ウィーン郊外南方の街メードリングにある聖ガブリエル伝道の家(Missionshaus St. Gabriel, Mödling bei Wien)。これ即ち、神言会の施設である。開催日時は、2007年9月20日(木)から22日(土)と確定し、春にはプログラムが送付されてきた。



さて、プログラムの内容であるが、初日の20日木曜日は、19時からルードルフ・ヴァイラー教授による歓迎挨拶に始まり、引き続き同教授による冒頭第1報告「進化発展する人間と自然法」がなされた。79歳のご高齢に拘らず、報告はまことに若々しかった。メスナー・シンポジウムでは大抵そうしたものであるが、活発な質疑応答が、しかもしばしば容赦ない討論が交わされた。

2日目の21日金曜日は、6時30分からミサが行われた。報告者の一人ローター・ローズ教授と一緒に、ミサが執り行われる聖堂を暫く探し回った。

さて、9時には、予定通り、アントン・ラウシャー教授の第2報告「ベネディクト16世と自然道徳律」が始まった。ラウシャー教授は、ヴァイラー教授と同年生れで、無二の

親友。『社会と倫理』に掲載を許可して下さったKSZ（カトリック社会科学中央研究所）の所長である。報告時間は、概ね1時間。質疑応答にはそれに続く30分が予定されていた。第3報告は、神言会のカール＝ハインツ・ペシュケ教授。「自然法の不変性と動態性」についての報告であった。12時を少し廻ったところで、昼食と昼休憩。12時から15時までの3時間が割り振られているが、実際には、昼食時には雑談が交わされもするが、多くは議論に費やされ、食後は場所を替えて更に議論が継続されていた。

第4報告は、ロース教授による「相対主義と原理主義の緊張領域におけるキリスト教自然法哲学」。OHPを使つての熱弁で、進行役のピヒラー教授の采配による延長許可の下、75分くらいを報告に割り当てることになった。総合討論は、プログラムの20分遅れの16時35分。

この日の参加者は、確か39名であったと思う。3日目は42名であった。何れの報告も内容濃く、学術的にも極めて水準の高いものであったと私は感じた。しかし、そうした報告に対しても、手厳しい質問なり異議なり疑念が提示された。又、このシンポジウムで馴染みの顔ぶれには、シュパン傾倒の全体性研究の中核会員(例えば、ハンス・ピヒラー、エルヴィーン・フレーリヒ)やそれに近い学者(フリードリヒ・ローミック)もあり、シュパンに関してはメスナー自身がその主著において厳しく批判しているだけに、シュパン系の論者からは、むしろメスナーこそが批判されてしかるべきであるとの基本認識が根底に潜んでいるらしく、論点によっては、激しく対立したままであった。



3日目の22日土曜日は、私の第5報告「日本文化の観点からみた進化発展する人間と自然法」が9時から始まった。出国前日までに何とか標準書式で22頁分パソコンで独文原稿を作成してプリントアウトした原稿を持参していたが、60分前後ではどうやら収まりそうにない。そこで、金曜夜に、前書きを急遽手書きで準備し、当日は時計を眺めながら、進行役のフライシュテターさんと相談しつつ、約70分間報告時間を頂戴し

た。直ちに続く筈であった質疑応答は後に回されるという変則的なスケジュールに変更された。それは、ヨハネス・メスナー記念メダルの授与式表彰式がここで行われたからである。今回の受賞者は、ヴァイラー教授と私であった。授与式の話、そして私とその受賞者であるということを私は、20日木曜夕刻ヴァイラー教授から告げられたのであったが、ヴァイラー教授受賞は、緘口令が敷いてあったらしく、その瞬間まで何も知らなかった教授は、驚かれると同時にたいそう喜んでおられた。

第6報告は、ヨーゼフ・シュピンデルベック教授の「教会の社会教説における＜進化発展＞の概念」で10時40分から開始された。夥しい教会文書を駆使しての報告であった。

前日同様、3時間の休憩を挟んで15時から午後の部が始まった。フライシュテター博士の第7報告は「＜国際法と国際秩序＞への序論」と題されていた。その後、総合討論が18時までであった。

以上、ざっと全体を眺めてきた。ドイツ語圏のトップクラスのカトリック社会倫理学者が顔をそろえているシンポジウムに非ドイツ語圏から報告者として参加した私は、当然のことながらプレッシャーを強く受けていたが、始まって見ると、母国語の日本語で日本人学者(多くは法哲学者、そして社会学者)相手に学会報告をするときよりも、相互理解が得られやすいことを再認識させられることであった。尤も、覚悟していた通り、ラウシャー教授からは笑顔ながらも確認のための厳しい質問を突きつけられたが、これは私の長年の問題関心事項にかかわる問い掛けであったので、言葉のハンデイーを除けばさほど大きな問題ではなかった。教授もその場で十分納得しておられた。しかし、悲しいかな、応答の最中、どうやら不用意なドイツ語概念の使用を気づかぬまましていたようで、この点につき後でしっかりとロース教授から訂正を求める指摘を受けた。以上は、信仰と理性、超自然と自然、これと自然法思想ないし人間本性理解にかかわる問題である。言い換えると、「カトリック社会倫理学」の学問方法論にかかわる問題である。

自己宣伝になるようで気が引けるが、2日目の質疑応答の場面で、或る参加者から、自然法の変化とか動態性とか報告に聞かれるが、では一体「自然法の動態性の本質はどこにあるのですか」と質問が提起された。しばらく会場が静かになったと見えたので、私は発言を求め、メスナーの理解するところでは、自然法の認識(法的アプリアリ)の発展と法秩序の発展とがその動態性ないし歴史性として理解されており、それらは相互に緊密に関連していると同時に、歴史的事実によっても確認できる場所です。明日の私の報告で多少はその説明も予定しております、と述べた。すると、会場全体から机を叩く音が上がった。この質疑応答時の私の発言が翌日の私の報告への参加者の興味を多少は高めたようであった。



尚、3日目の私の報告後、ヴァイラー教授は何遍も"hervorragend"(素晴らしかった)と賛辞を惜しまれなかった。4、5名の参加者からは、報告原稿原文を入手したいとの申し出があり、メールアドレスの記載してある名刺を置かれていった。

報告後の討論で毎回のように質問を提起されたハンス・ヨアヒム・テュルク教授はネル＝ブロイニングの教え子であるが、その他、控えめなタイプのルードルフ・メスナー教授、ローミック博士、フレーリヒ博士、最終日だけ参加されたアルフレート・クローゼ教授など旧交を温めることができた。ロース教授とは初対面であったが、夕食後1時間ほど話をすることができた。近日中に近著を必ずお届けしますと約束してくださっ

た。

尚、ヨハネス・メスナー記念メダル受賞者は、第1回がチロル州副知事フリッツ・プリオル教授、第2回は元外務大臣アロイス・モック博士、第3回は九州大学名誉教授水波朗博士(故人)、第4回はヴラツラフ神学大学教授のヤン・クルチナ博士、第5回はオーストリア連邦参議院名誉議長ヘルベルト・シャンベック博士、第6回が私山田、第7回がヴィーン大学名誉教授ルードルフ・ヴァイラー教授である。

或る参加者から、キリスト教徒でない日本人のあなたが非キリスト教国の日本においてカトリック社会倫理学、自然法論を説かれるのはとても大変なことだろうと忖度いたします、と労いのことばを掛けて頂いた。この半年間の心労と、2週間の辛労が報われる想いであった。

シンポジウムの成果は、来年春にドイツ語版でヴィーンの出版社から公刊される予定である。

## 社倫研ニュース

若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与される社会倫理研究奨励賞の第一回応募は12月10日で締め切られます。まだ応募なさっていない方はお急ぎ下さい。【社会倫理研究奨励賞ウェブサイト】

この後、加藤尚武委員長のもと、第一回社会倫理研究奨励賞選定委員会の厳正な協議によって審査を行ない、2月下旬頃に結果が公表される予定です。なお、選定委員会の構成は以下の通りです。

- 加藤尚武（鳥取環境大学名誉学長／東京大学特任教授）
- 山田哲也（椙山女学園大学）
- 坂下浩司（南山大学人文学部）
- 川崎 勝（南山大学経済学部）
- 丸山雅夫（南山大学大学院法務研究科）
- 山田秀（南山大学社会倫理研究所）
- マイケル・シーゲル（南山大学社会倫理研究所）
- 奥田太郎（南山大学社会倫理研究所）

また、12月6日、7日の二日間にわたって、オーストラリアのラトロブ大学Centre for Dialogueにおいて、国際会議"Europe and Asia between Islam and the United States: The lessons of Afghanistan, Iraq, Lebanon and Iran"が開催されました。本国際会議には、社会倫

社会倫理研究奨励賞

**■「社会倫理研究奨励賞」とは？**

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、経済の高揚、科学技術の高揚がもたらすさまざまな倫理的課題を、包括的に採り上げ、「人間の尊厳のために」という南山大学の教育・研究モットーの充実を明らかにすると共に、「善き道、まよえる教養の高揚を目指す研究所」です。現代における社会倫理研究の重要性は大きく、21世紀を生きる若い研究者の皆さんの勇躍的な研究活動を通じて、世界の知的ニーズに応えることは社倫研の果たすべき社会的使命であると考えています。

**第一回  
候補論文募集開始**

**■社会倫理研究とは？**

一応の手配として最も近い定義をご紹介します。「倫理学の一分野で、社会倫理における倫理的行為規範を論ずる学問（アルフレート・クローバー）があります。

従来の倫理学の枠組みとの対比で見れば、倫理的行為に際する諸問題が根本や道徳的秩序を含む諸倫理學と区別される応用倫理學のうちでも、いわゆる個人倫理學を除いた部分ということになります。この意味での社会倫理學は、国家や政治制度を対象とするものから、宗教や地域社会、福祉は、教育や企業などの個別制度を対象とするもの、または、経済活動が営まれる場、国家を超えて広がりを生じる国際社会を対象とするもの等まで、実に多岐な領域を研究対象としています。

また、応用倫理學といっても、その方法論について、特定の学問的方法論に限定されるものでもありません。社会問題に関与する方法論は、必ずしも従来の倫理學のものに限らず、経済學、法學、政治學、社会学、統計學、教育學、歴史學、等々さまざまなアプローチがあるでしょう。方法論を制限せず、学際性とアクチュアリティの両輪で優れた研究すべてを募集対象と致します。

応募要領

**審査対象となる著作物**  
2006年12月1日から2007年11月30日までに日本語で公刊された論文  
**締め切り** 2007年12月10日必着（随時受付中）

**応募方法** 応募用書式ファイル（特選方式か自費方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブサイト（<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所まで郵送下さい。

**応募方式**：本人以外の人物による推薦文を添付すること  
**自費方式**：本人による800字以内の要約を添付すること

**宛先** 〒466-8673 名古屋市昭和区山室町18  
南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

**応募資格** 原則として論文公開時に40歳未満

**審査方法** 第一回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：加藤尚武〔南山大学名誉学長〕）の協議によって審査します。

**審査結果の公表** 受賞者の氏名および受賞論文名を2008年2月下旬に社倫研ウェブページで公表します。

**授与式等** 2008年3月中旬に授与式を行い、受賞者には記念講演を行うてもらいます。また、審査結果と記念講演内容は2008年5月発行の最新号の社倫研誌に掲載されます。

**賞額** 30万円

審査の過程で当研究所が個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。個人情報を目的外に提供については、南山大学個人情報保護委員会がガイドラインを定めています。

**人間の尊厳のために南山大学  
ISE 社会倫理研究所**

理研究所も共催機関として協力しており、日本側報告者として、マイケル・シーゲル所員、中野涼子研究員、中西久枝教授(名古屋大学)の三名が参加しています。本会議の様子については次号のニュースレターでお届けする予定です。

## 懇話会オンライン

今回は、九州大学高等教育開発推進センターの千知岩正継先生のご講演「**国際社会は「保護する責任」を果たしているか—人道的介入の正当性問題を中心に—**」をお届けいたします。

## 研究会報告

去る2007年10月11日(木)、南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室にて、2007年度第1回研究会が開催されました。講師に南山大学人文学部人類文化学科講師の鈴木貴之先生をお招きして、「脳科学と社会—司法制度への影響を例として」というタイトルでご講演をいただきました。

鈴木先生はまず、自身の研究領域である「心の哲学」と今日のテーマとのつながりに言及しました。その後、神経倫理学(neuroethics)の4つの問題圏((1)脳科学研究遂行上の倫理的問題、(2)脳科学の知見の応用に関わる倫理的問題、(3)脳科学の知見の社会制度への影響に関わる倫理的問題、(4)脳科学の知見が自由や宗教などに及ぼす影響に関わる倫理的問題)を指摘して、今回は第三の問題圏に属する問題、すなわち脳科学の知見がもたらす刑事司法制度への影響について論じる、と述べました。

現行の刑事司法制度の問題点として一般に指摘されるのは、犯罪者とりわけ性犯罪者の再犯率が高く、なかでも特定の人々が再犯をしている、という状況に対応できていないということです。ここから、矯正効果のない特定のタイプの人々が存在しているのではないか、という疑いが生まれてきます。たとえば、何らかの異常が原因で反社会的な行動を起こしやすく、矯正効果が見込めない、とされる「精神病質者」と呼ばれる人びとがいますが、彼らの性質は脳の異常に関係しているか否か、ということが脳科学によって研究されています。鈴木先生は、PET(positron emission tomography: ポジトロン断層法)によって脳の活動を画像化してみると、殺人犯とそうでない人との間には前頭前野と呼ばれる部位の活動に大きな違いがみられた、という研究結果をはじめ、脳には感情、社会性、道徳性を司るシステムがありそうだ、という仮説に基づくいくつかの脳科学の研究成果を紹介しました。ただし、精神病質の原因を脳の特定部位に位置づけることはまだできておらず、脳に異常のある人、精神病質者、犯罪者を重ね合わせることはできない、ということに留意しなければならない、と鈴木先生は指摘します。





しかし、仮にそうしたことが研究によって将来的に明らかになるとすれば、刑事司法制度にどのような影響が及ぶのかをあらかじめ考えておくことは有益であろう、と述べられ、脳科学の進展にともなって発生すると思われる問題点が挙げられました。精神病質者は知性に問題があるわけではないので、責任能力はあると判定されるのが普通です。しかしながら、刑罰を科しても効果はないので、出所後の再犯につながるわけです。すると、

刑罰に替わる新しい処置が必要だということになり、脳の異常の治療、すなわち神経科学的な介入(たとえば、薬物の投与、外科手術)が考慮に入ってくる可能性があります。鈴木先生は、そうなればさらに、犯罪が起こる前に予防的な介入をするべきだ、という方向へ流れることが予想される、と指摘します。犯罪の原因は脳の異常=病気であるので、予防措置をとる必要がある、とされてしまうわけです。

実際に、「反社会性の原因になるような腫瘍を摘出することは、弾丸を患者から摘出することと同じようなことである」と述べる米国の哲学者ポール・チャーチランドをはじめ、反社会性とその対処について医療モデルで捉える論者は多い、と鈴木先生は述べます。こうした考え方の問題点として、ロボットミ手術の悪夢の再来が指摘されるでしょう。しかし、これに対しては、かつてのロボットミとは異なり、現代の神経科学的介入は「正しい科学的知見」に基づいているのだ、という応答がありうるし、また、権利という観点から、刑務所に収容して自由を奪うことと、脳の異常を「治療」することとを比べれば、前者の方がより大きな権利侵害ではないか、と論じられることもあります。さらに、医療モデルで問題を捉えると、そうした「治療」が原理的に不可能であることが明らかになった場合に、潜在的犯罪者の早期発見・永久的隔離に踏み切る必要性が主張されることにもなるでしょう。鈴木先生は、こうしたことは現代の刑事司法制度の基本原則に反しており正当化しがたい、と指摘し、さらに、あらかじめ脳に異常があることが判明しても、そのことが犯罪をおかすことに直結するわけではないので、実際には犯罪が実行されるまでは脳に異常がある人びとに介入することは許されないだろう、と論じます。

最後に、脳科学が明らかにすると期待される成果に基づく科学的な枠組みと、伝統的・常識的な社会の枠組みがどのように併存しうるのか、という鈴木先生自身の問題関心に論が及び、人間性や道徳性に関わる脳科学が発展していくことによって、われわれの人間性理解や道徳性理解を改めることが求められるかもしれない、ということの思考の射程に入れておく必要がある、と問題提起がなされ講演が締めくくられました。その後の質疑応答では、脳の正常と異常の判定に関する科学的妥当性の有無、神経科学的介入の科学的妥当性が疑わしい現状での神経倫理学の役割、脳の構造や機能とアウトプット(犯罪行為)の対応関係に限って倫理を論じることの可否、精神鑑定の信頼性と脳鑑定の必要性との関係、刑罰の果たす被害者感情の救済という側面との関係などについて討論されました。(文責 | 奥田)

